

業務委託 覚え書き

日本仲人協会（以下甲という）と、_____（以下乙という）は、以下の通り、覚え書きを作成する。

第一条 「目的」

本覚え書きの目的である業務は、甲のホームページから乙に対して結婚相手紹介を依頼してきたものに対して、乙にその業務を委託するものとする。

第二条 「会員の支払金額」 税込み

- ・入会金（登録料込み）20,000 円 ⇒ 乙の報酬は無し
- ・月会費 6,500 円（口座振替のみ） ⇒ この内、4,000 円が乙の報酬
- ・婚約成立料 100,000 円 ⇒ この内、50,000 円が乙の報酬
- ・2 年ごとの再登録料は不要なので、必ず再登録作業をすること。

第三条 「報酬」

- 1、入会時に入会金 20,000 円と翌月の会費 6,500 円の合計 26,500 円を会員より乙が受取り、4,000 円の乙の報酬を引いた 22,500 円を月末までに乙が下記の口座に振り込むこと。

「みずほ銀行／新宿支店／普通 2 2 9 4 0 5 4 株式会社日本仲人協会」

- 2、入会した月の会費は免除しているため乙に報酬はなく、翌月から退会するときまで、甲は乙に対して、1 カ月 6,500 円引落して 2,500 円の手数料を差し引いて 4,000 円支払うこととする。
- 3、乙の紹介で日本仲人協会の会員と婚約が成立したときは、成婚料 10 万円の内 5 万円を受け取ることとする。
- 4、乙のお世話で婚約が決まった会員はもちろん、他の縁で婚約が決まった場合においても、日本仲人協会 **ブライダルナビを必ず案内し、その提携業者で購入された場合のリベートは受け取ることができる。**（リベートの金額は別紙参照）
- 5、甲のホームページで入会した会員より、乙はいかなる金品も **甲の承諾なしに** 受け取ってはならない。

第四条 「報酬の支払い時期」

- 1、月会費はすべて **口座振替のみ** とし、入会した翌月 27 日より翌々月分の引落しを開始し、乙に金融機関の 8 営業日先に振り込むこととする。
- 2、婚約成立料は、乙が会員から徴収することとする。
- 3、ブライダルナビのリベートは、提携業者より甲に入金があった翌月の 15 日までに乙に振込むこととする。

第五条「覚え書きについて」

- 1、甲は随時、本覚え書きを「追加・修正・削除」することができる。
- 2、甲と乙に関する紛争があった時は、大阪地方裁判所を専属管轄とする。

◎会員から他の仲人に担当変更してほしいなどの依頼があった時は、甲は乙を変更することが出来ることとする。

◎乙は、毎日（最低3日に1度）甲の「理事長の動画」を視聴し、最新の情報を確認することとする。視聴していない場合、会員を他の仲人に変更することや、本契約を解除することとする。但し、やむを得ず3日以上視聴できない時は、前もって甲に連絡し承諾を得ること。

◎加盟店細則を、熟知し順守すること。

自分の会員登録がない仲人は、寺子屋などの勉強会に参加し、仲人士の資格を持っている者。

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲) 530-0028 大阪市北区万歳町5番12 ローレルタワー梅田 3801
株式会社 日本仲人協会 代表取締役 中西圭司



乙) (_____)

仲人番号- _____ 名前 _____